

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期創設を求める意見書

全国の消費生活相談件数は、平成 22 年度で約 89 万件と依然として高い水準が続いている。昨年度、本市消費者センターにおいても約 12,000 件の消費生活相談が寄せられており、消費者被害が後を絶たない状況である。

しかし、消費者被害の回復については、事業者と消費者の間に情報量・交渉力などの格差があり、訴訟にも多大な費用・労力を要するため、個々の消費者の訴訟による被害回復は困難である。

また、現在の消費者団体訴訟制度は、直接の被害者ではない「適格消費者団体」が、消費者にかわって事業者の不当な勧誘や不当な契約条項など「不当な行為そのもの」を差し止め請求できる制度であるが、適格消費者団体に損害賠償請求権は認められていないため、必ずしも消費者被害の回復に結び付かない。

そこで、現在、国においては、集团的に生じた消費者被害について、内閣総理大臣が認定する「特定適格消費者団体」が訴訟手続を迫行する新たな訴訟制度の創設が検討されており、消費者庁より制度案が示された。

本制度は、二段階型の訴訟制度となっており、一段階目の手続で事業者が消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭支払義務を負うかどうかを確認する。そして、共通義務が認められた場合に、二段階目の手続で個々の消費者の債権を簡易な手続で確定することになるため、一括して消費者被害を回復することができる。

よって、国会及び政府においては、本制度を消費者被害の回復のために、より実効性のあるものとするため、以下の事項を実施し、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度を早期に創設するよう強く要望する。

記

- 1 本制度の対象事案に個人情報流出に関する事案、有価証券報告書の虚偽記載に関する事案、虚偽又は誇大な広告・表示に関する事案などを含めること。
- 2 二段階目の手続における通知・公告費用については、事業者側の負担を原則とすること。
- 3 手続迫行主体について、特定適格消費者団体以外にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）11 月 2 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣
（提出者）全議員